

審 査 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名 : 銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項 : 第5条の5第3項
処 分 の 概 要 : 技能講習修了証明書の書換え又は再交付
原権者 (委任先) : 山口県公安委員会
法 令 の 定 め : <ul style="list-style-type: none">・ 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3第3項 (猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会)・ 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の5第3項・ 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条 (届出及び申請の手続)・ 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第22条 (講習修了証明書の書換え又は再交付の申請)・ 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第29条 (技能講習修了証明書の書換え又は再交付の申請)
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 3日 (書換えにあつては1日)
申 請 先 : 所轄警察署生活安全課 (係)
問 い 合 わ せ 先 : 山口県警察本部生活安全企画課又は所轄警察署生活安全課 (係)
備 考 :